

新潟市議会基本条例制定後の新潟市議会における議会改革の主な取り組み状況

年 月	内 容
平成23年 3月	<p>○新潟市議会基本条例の制定</p> <p>平成23年2月定例会最終日（平成23年3月22日）に「新潟市議会基本条例の制定について」の採決を行い、賛成多数で可決した。（条例施行日：平成23年4月1日）</p>
平成23年 5月	<p>○正副議長選挙に係る所信表明会の開催</p> <p>議会基本条例第14条第2項に「議長及び副議長の選出に当たっては、その過程を明らかにしなければなりません」と規定していることから、市議会議員選挙後の正副議長選挙が行われる5月臨時会初日の前日に、「正副議長選挙に係る所信表明会」を開催した。</p>
平成23年 7月	<p>○議会改革推進会議を設置</p> <p>議会基本条例第6条に規定する不断の改革に取り組むための推進組織として「議会改革推進会議」を設置した。この会議は、委員長に議会運営委員長が就き、各会派から選出された委員で構成され、議会改革について検討を行っている。</p>
平成23年 9月	<p>○「新潟市基本構想」を議決事件に追加するため、「新潟市議会の議決に付すべき事件に関する条例」を改正</p> <p>平成23年4月に地方自治法の一部改正案が可決され、地方公共団体の自由度の拡大を図るために措置として市町村における基本構想が議会における議決の義務付けの対象から除かれた。</p> <p>しかし、基本構想は、市における総合的かつ計画的な運営を図るための最も基本的な計画であることから、その重要性にかんがみ、条例において議会の議決に付すべき事項として規定した。（条例施行日：平成23年9月14日）</p>
平成23年 12月	<p>○一般質問に一問一答方式などを導入</p> <p>平成23年12月定例会から、議会基本条例第18条第2項に基づき、一般質問の質問方式を、従来の一括質問一括答弁方式に加え、一問一答方式、分割質問方式の3方式から質問者が質問通告時に選択して質問することとした。</p> <p>併せて、一問一答方式などの導入に伴い、議場に対面演壇を設置し、一般質問の人数制限を撤廃した。</p> <p>○会議出席に伴う費用弁償の廃止</p> <p>議員が議会の招集に応じたときなどに支給される費用弁償（議員の住居から議事堂までの距離区分に応じた金額1,000円～3,000円）について、議会改革をさらに推進するため、費用弁償を廃止することとし、「新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の改正を行った。（条例施行日：平成24年1月1日）</p>

年 月	内 容
平成24年 2月	<p>○新規事業概要調書の提出 2月定例会における当初予算審議の充実を図るため、新たに「新規事業概要調書」の提出を求め審議資料とした。</p> <p>○新年度議案勉強会の開催 一般質問に一問一答方式などを導入したことから、これまで2月定例会の全員協議会で行っていた、議案総括説明に対する質疑（一問一答）を廃止し、その代替として予算に関する目的や決定の過程などについて質問することができる「新年度議案勉強会」を実施した。</p> <p>○2月定例会の日程の見直し 「新年度議案勉強会」の実施に伴い2月定例会の日程の見直しを行い、常任委員会の審査の充実を図るため、廃止した議案総括説明に対する質疑（一問一答）の日程の3日間（休会日1日含む）の内、1日を常任委員会の審査日に充て、残りの2日は日程を詰め、会期を繰り上げることにした。</p>
平成24年 5月	○議会報告会の開催 議会基本条例第8条第5項に規定する「議会報告会」を、全議員が8区に分かれて、第1部が議会報告、第2部が意見交換の2部構成で開催した。 (これ以降毎年開催)
平成24年 6月	<p>○委員長報告（意見・要望）のあり方について確認 常任委員会の委員長報告における意見・要望のあり方について、「委員長報告についてはなるべく簡素化を図る。各会派はその旨を考慮して意見・要望を行うよう努める。」などを確認した。</p> <p>○議会ホームページのリニューアル 新潟市のホームページのリニューアル（ユニバーサルデザインに対応するため）に合わせ、議会ホームページについてもリニューアルを行い、音声読み上げ機能や文字の拡大機能も利用できるようになった。</p>
平成24年 9月	○委員会審査における所管事務説明の見直し 定例会では提案された議案を審議することになるので、新潟市議会では、市政に関して必要な事項については、議案以外でも所管事務説明という形式で執行部から説明を受けることができるようになっている。その所管事務の説明を求める場合は、原則、委員会初日の前日（休日は含めない）正午までに委員長に申し出ることにしていたが、それに加え、その後の状況変化などで所管事務説明を求める事項が生じた場合は、一般質問最終日の午前10時までに申し出ることができるようとした。

年 月	内 容
平成 24 年 12 月	<p>○委員会審査資料の事前配付</p> <p>委員会審査に使用する資料は審査当日に執行部から議会へ提出されていたが、委員会審査の充実を図るため、資料の提出については、原則、各審査日の 2 日前（土・日を含まず）の正午までに事務局に提出し、1 日前（土・日を含まず）の午前中までに各議員に事前配付することにした。</p> <p>○一般質問の人数の割り振りの事前確認</p> <p>一般質問の人数の割り振りは、一般質問初日の議会運営委員会で決定してきたが、傍聴者へ早目に周知する観点から、事前に定例会初日の議会運営委員協議会で協議することにした。</p>
平成 25 年 2 月	<p>○議員間討議を実施</p> <p>議会基本条例第 16 条の「議員間討議」の規定に基づき、請願・陳情の審査で、原則、継続審査となっている案件について議員間討議を実施できることとし、平成 25 年 2 月定例会から導入した。</p> <p>○特別委員会のあり方を確認</p> <p>議会基本条例第 17 条第 3 項に規定する、特別委員会のあり方について、次のとおり再確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別委員会は、議会基本条例第 17 条第 3 項に基づき、設置、改組、廃止するものとする。 ・特別委員会は、定例会中の開催に限らず、必要に応じて閉会中も開催し、付議事項の調査研究を行うものとする。 ・特別委員会の調査研究の成果は、本会議における中間報告や最終報告にとどまらず、執行部に対する政策提案につなげていけるよう、積極的に調査研究を行うものとする。
平成 25 年 5 月	<p>○議場に答弁台及び答弁マイクを設置</p> <p>一般質問の一問一答方式などの導入に伴い、登壇・着座までの時間を短縮するため、答弁台 2 台を設置し、答弁待機席 3 カ所も含め、答弁用マイク 5 本を新設した。</p>
平成 25 年 9 月	<p>○一般質問要旨のホームページへの掲載の前倒し</p> <p>一般質問要旨は一般質問初日の議会運営委員会において内容を確定してからホームページに掲載してきたが、議会情報の速やかな発信を行うことを目的に、確定前に暫定版を掲載することにした。</p> <p>○議員定数を 56 人から 51 人に削減</p> <p>平成 25 年 9 月定例会において、議員定数に関する議員議案 3 案が提出され、採決の結果、現行の議員定数 56 人を次の一般選挙から 51 人（5 減）とする議案を賛成多数で可決した。</p> <p>※提出された 3 案：①48 人（8 人減） ②56 人（現状維持で各区の人口による議員定数の割り振りの変更） ③51 人（5 人減）</p>

年 月	内 容
平成 25 年 10 月	<p>○決算特別委員会の実施方法の変更</p> <p>決算審査の充実を図るため、これまで、議員定数の 1 / 2 (議長及び監査委員 2 人を除く) をもって設置していた決算特別委員会を、平成 24 年度分の決算審査から、全議員 (議長及び監査委員 2 人を除く) 参加により設置することにした。併せて、分科会の数も 2 分科会から常任委員会の数に合わせて 4 分科会とした。</p>
平成 25 年 11 月	<p>○委員会における採決は、態度を明確にして行う</p> <p>委員会における採決時には、態度 (可決・否決・継続審査等) の理由を明確に述べることを確認した。(ただし、他の会派等と同じ趣旨であれば述べる必要はない。)</p>
平成 26 年 2 月	<p>○2 月定例会の日程の見直し</p> <p>平成 26 年 2 月定例会から、定例会初日に新年度議案の提案理由説明の日程を繰り上げて、現年度議案の提案理由説明と併せて行い、代表質問通告を市長の提案理由説明後に行うこととした。</p> <p>○総合計画特別委員会の設置</p> <p>平成 26 年 2 月定例会において、次期総合計画 (平成 27 年度から平成 34 年度までの 8 年間) について、議会としても調査研究を行うために、議長を除く全議員による総合計画特別委員会を設置した。</p>
平成 26 年 6 月	<p>○委員長報告の意見・要望に対する執行部の対応について回答を求める</p> <p>議会では常任委員会の審査において、慎重審査の上、議案等の採決を行っているが、本会議における委員長報告の意見・要望に対する執行部の対応について、議会の議決責任をより果たすため、必要に応じて、回答を求めることができるることとし、平成 26 年 6 月定例会から実施した。</p>
平成 27 年 9 月	<p>○定員により委員会を傍聴できない方に音声対応</p> <p>委員会の傍聴希望者が定員 (12 人) を超えた場合は、第 5 委員会室において委員会審査の様子を音声により聴いてもらうこととした。</p>
平成 28 年 6 月	<p>○議員間討議の実施対象を拡大</p> <p>これまで議員間討議の実施対象を請願・陳情の審査に限定していたが、平成 28 年 6 月定例会から、常任委員会の議案審査や特別委員会などにも拡大して実施できることとした。</p>
平成 29 年 3 月	<p>○特別委員会における参考人のパソコン使用に対応</p> <p>特別委員会が参考人を招致した際、パワーポイントによる説明などのために、参考人からパソコン使用についての申し出があった場合、使用できることとした。</p>

年 月	内 容
平成 29 年 11 月	<p>○委員会審査資料の事前配付</p> <p>委員会審査に使用する資料の提出について、平成 30 年 2 月定例会から、これまでの取扱いを 1 日早め、原則、各審査日の 3 日前（土・日・祝日を含まず）の正午までに事務局に提出し、2 日前（土・日・祝日を含まず）の午前中までに各議員に事前配付することとした。</p>
令和元年 12 月	<p>○本会議録の印刷部数の見直し</p> <p>本会議録はホームページでも閲覧できるため、令和 2 年度分から全議員への配布を見直し、各会派及び議員控室への配布を 1 部ずつにするなど、印刷部数を削減することとした。</p>
令和 2 年 3 月	<p>○委員会での水分補給</p> <p>委員、執行部及び参考人である発言者（出席者）は、委員会において本会議と同様に水等を飲むことができるものとした。なお、飲み物は水またはお茶であり、原則、各自が蓋のできる容器に入れて用意する。令和 2 年 2 月定例会の常任委員会（新年度議案審査）から適用した。</p>
令和 4 年 2 月	<p>○一般質問（分割質問方式の答弁方法）の見直し</p> <p>一般質問の円滑な運営のため、令和 4 年 2 月定例会から、分割質問方式の答弁方法を、一問一答方式と同様に、最初の答弁のみ市長が演壇で行い、その後の答弁については、答弁者が答弁台又は待機席で行うこととした。</p>
令和 4 年 12 月	<p>○議員定数を 51 人から 50 人に削減</p> <p>令和 4 年 12 月定例会において、議員定数に関する議員議案 3 案が提出され、採決の結果、現行の議員定数 51 人（各区の配分方式：最大剩余方式）を次の一般選挙から 50 人（各区の配分方式：アダムズ方式により東区 1 人減）とする議案を賛成多数で可決した。</p> <p>※提出された 3 案：①52 人（中央区 1 人増） ②51 人（東区 1 人減、江南区 1 人増） ③50 人（東区 1 人減）</p>
令和 5 年 2 月	<p>○議会の I C T 化の推進</p> <p>議会運営の効率化、議会のペーパーレス化等を図るため、令和 5 年 2 月定例会から、本会議や委員会等において、タブレット端末及びクラウドを用いた文書共有システムを導入した。</p>
令和 5 年 4 月	<p>○常任委員会の所管変更</p> <p>常任委員会の審査時間の偏りを調整することにより、各議案に対する十分な審査時間を確保し、審査の充実を図るため、令和 5 年 4 月から委員会の所管の一部を変更した。（危機管理防災局及び消防局の所管を、市民厚生常任委員会から総務常任委員会に変更。）</p>

年 月	内 容
令和5年12月	<p>○新年度議案勉強会の見直し 新年度議案勉強会での質問は廃止した。(新年度議案勉強会の後に各会派代表質問、一般質問、常任委員会審査の機会があるため)</p> <p>○行政視察の在り方の見直し 委員会行政視察(現地視察)において得た内容は、文書共有システムなどを利用して議員間で情報共有し、有効活用を図ることとした。 また、現地視察とは別に、オンライン行政視察の活用を可能とした。</p>
令和6年3月	<p>○請願・陳情取り扱い 陳情の件数が増加していることから、事前に陳情の趣旨を調査研究した上で充実した議論を行うため、定例会ごとの請願・陳情の締切日を「招集日の5日間(休日は含めない)」に変更した。 また、請願・陳情の付託は、招集日及び一般質問最終日の本会議とした。</p>